

第42号議案

府中市消防団に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年 6 月 8 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

消防団員を安定的に確保するため、所要の改正を行うものであります。

府中市消防団に関する条例の一部を改正する条例

府中市消防団に関する条例（昭和31年3月府中市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 市内に居住し、通勤し、又は通学していること。

第6条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 第3条第1号に規定する資格に該当しなくなったとき。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。